

## ○篠栗町公式インスタグラム運用規程

平成30年6月15日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、篠栗町の魅力を発信するための広報手段である公式インスタグラムの管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) インスタグラム 写真投稿に特化したSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）であり、スマートフォンやタブレット端末等で画像や短時間動画を共有する無料のスマートフォンアプリ及びそれを用いたサービスのことをいう。
- (2) SNS インターネットを利用した情報発信と利用者相互の情報伝達手段をいう。
- (3) アカウント インスタグラムを利用するためのユーザー登録情報をいう。
- (4) リポスト 利用者が投稿した内容をその他の利用者が共有するために再投稿することをいう。
- (5) ハッシュタグ 投稿された写真や動画を検索するためのツールをいう。
- (6) コメント インスタグラムの投稿に対する意見や反応等をいう。
- (7) 「いいね！」ボタン インスタグラムの投稿に対し、同意又は支持の意思を表すためのインスタグラムの機能をいう。
- (8) ストーリーズ 写真や動画の投稿及びライブ配信が行える機能をいう。
- (9) 運用管理者 公式インスタグラムの運営と管理を行う職員をいう。
- (10) 担当者 公式インスタグラムの記事の投稿等を行う職員をいう。
- (11) 利用者 インスタグラムの利用者をいう。

(12) なりすまし 本来のユーザーに偽装してだますことをいう。

(運用管理者及び担当者)

第3条 公式インスタグラムの適切な運用及び管理を行うため、運用管理者及び担当者を置く。

2 運用管理者は、町ホームページの所管課長をもって充てる。

3 担当者は、町ホームページ所管課の職員をもって充てる。

4 運用管理者は、インスタグラムに登録したメールアドレス及びパスワードを担当者以外に開示してはならない。

(運用方法)

第4条 町が指定するハッシュタグを付けた利用者の投稿を町の投稿としてリポストする。

2 リポストする内容は、運用管理者が選定したもののみとする。

(インスタグラム活用の基本原則)

第5条 運用管理者及び担当者は、インスタグラムの活用之际し、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

(1) インスタグラムを利用して情報を発信する場合には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）をはじめとする関係法令及び篠栗町個人情報保護条例（平成13年条例第24号）その他町の規則、規程等を遵守すること。

(2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して侵害することがないように十分留意すること。

(3) 一度インターネット上に公開された情報は、完全には削除できないことを理解し、発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意すること。

(4) 発信した情報により、意図せずして他者を傷つけ、又は誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。

(5) 発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用

な議論となることは避けること。

(6) 次に掲げる情報は、発信しないこと。

ア 不敬な言い方を含む情報

イ 人種、思想、信条等に対する差別又は差別を助長する情報

ウ 違法行為又は違法行為をあおる情報

エ 単なるうわさ又はうわさを助長する情報

オ わいせつな内容を含むホームページへのリンク

カ その他公の秩序又は善良の風俗に反する一切の情報

(返信コメントの禁止)

第6条 公式インスタグラム及びストーリーズに対するコメントについては、原則として返信コメントは行わない。ただし、運用管理者が必要と判断した場合は、この限りでない。

(町以外のインスタグラムアカウントへのコメントの禁止)

第7条 町以外のインスタグラムアカウントへのコメントは行わない。ただし、公的機関又は業務上関係が深いと認めるインスタグラムアカウントへのコメントについて、運用管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

(町以外のインスタグラムアカウントの「いいね！」ボタン使用の禁止)

第8条 町以外のインスタグラムアカウントに対して「いいね！」ボタンを使用しない。ただし、公的機関又は業務上関係が深いと認めるインスタグラムアカウントについて、運用管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

(町ホームページへの掲載)

第9条 運用管理者は、公式インスタグラムへのリンク及びアカウント名を町のホームページ上に掲載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

(なりすましへの対応)

第10条 運用管理者は、公式インスタグラムアカウントになりすましたアカウント又は公式なものと誤解を招くアカウントを発見した場合は、町ホーム

ページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(不適切なコメントの取扱い)

第11条 運用管理者は、インスタグラム及びストーリーズに寄せられたコメントのうち、法令等に違反するもの若しくは違反するおそれがあるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると思われるもの若しくは発信した情報と関連がないものその他の担当者が不適切と判断したコメントについては、コメント投稿者の許可を得ることなく投稿の削除又は非表示の措置をとることができる。

(インスタグラムアカウントの削除)

第12条 運用管理者は、この規程に照らし、重大な利用違反及び不正利用が判明した場合は、公式インスタグラムアカウントを削除することができる。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。